

## 防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱

平成15年10月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業事業体等による森林施業の集約化に必要な地域活動並びに森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動の確保により、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、国が定める森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4の2、第5の2及び第6の2の協定に基づき、地域活動を行う当該計画の対象森林の森林所有者等（以下「交付対象者」という。）に対し、森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額及び交付単価)

第2条 交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の申請等)

第3条 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、協定締結申出書（別記様式第1号）を市長に提出し、協定の締結について同意を得なければならない。

2 市長は、協定締結の申出を受け、内容等を審査の上、これに同意したときは、その旨を協定締結同意書（別記様式第2号）により交付対象者に通知するものとする。

3 交付対象者は、市長と協定締結後、森林整備地域活動支援交付金交付申請書（別記様式第3号）により、交付金の申請を行わなければならない。

(交付金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条第3項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときは、交付の決定をし、その旨を森林整備地域活動支援交付金交付決定通知書（別記様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際しては、必要な条件を付することができる。

(協定及び交付金の変更)

第5条 交付対象者は、交付金の交付の決定後において、協定に記載された内容について変更が生じた場合には、協定変更申出書（別記様式第5号）及び森林整備地域活動支援交付金変更交付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協定変更申出書及び森林整備地域活動支援交付金変更交付申請書の内容を確認の上、適当と認めるときは、その旨を協定変更同意書（別記様式第7号）及び森林整備地域活動支援交付金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により交付対象者に通知する。

（協定の廃止）

第6条 交付対象者は、協定を廃止しようとするときは、あらかじめ協定廃止申出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、協定廃止の申出を受け、内容等を審査の上、廃止に係る理由が妥当であると判断した場合、その旨を協定廃止同意書（別記様式第10号）により交付対象者に通知する。

（実施報告）

第7条 交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施結果（状況）について、森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用（平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知。以下「運用」という。）に基づき、対象行為実施結果（状況）報告書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、運用に基づく実施結果（状況）の確認をし、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を森林整備地域活動支援交付金確定通知書（別記様式第12号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付金の請求及び支払い）

第9条 交付対象者は、前条の規定により確定通知を受けた場合において、森林整備地域活動支援交付金請求書（別記様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合において、速やかに交付金を交付す

るものとする。

(交付金の交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号に該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 実施要領に規定する事項に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に交付金が交付されているときは、当該交付金の交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付金に係る経理)

第11条 交付金の交付を受けた交付対象者は、交付金事務に係る施行状況及びその収支を明確にした帳簿その他関係書類を整理し、交付金の交付を受けた日から起算して5年間保管しなければならない。

(監査)

第12条 市長は、必要がある場合には、交付金の使途及び関係書類等について監査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行し、平成15年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行し、平成22年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行し、平成24年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

## 別表（第2条関係）

### 交付金の額

交付金の額は、以下により算定した額とする。

#### 1. 「森林経営計画作成推進」

##### 積算基礎森林

対象森林は、森林経営計画の対象とされていない森林（改正前の運用第4に定める「森林情報の収集活動」又は第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林、及び他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林を除く。）であって、

- ① 地域活動の実施により森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者等の合意形成が図られた森林
- ② ①以外の森林であって森林内に立ち入って現況調査等を行い、その成果を公開する森林（書面により調査成果の公開に関して森林所有者等の同意が得られていること）※共同計画等の単価の適用を受ける場合に限る。

ただし、積算基礎森林の面積については森林簿等を基礎とする。

### 交付金の単価

1ヘクタール当たりの単価を上限に、地域活動に実際に要した費用。

積算基礎森林		1ヘクタール当たりの交付単価
区分	細分	
経営委託	境界不明瞭	54,000円
	境界明瞭	38,000円
共同計画等		8,000円

#### 2. 「施業集約化の促進」

##### 積算基礎森林

対象森林は、森林経営計画の対象とする森林（森林施業計画の対象となっている森林であって平成24年度中に森林経営計画に切り替える森林を含む。）、森林施業計画の対象とする森林又は特定間伐等促進計画の対象とする森林のうち、集約化実施計画の対象とする森林又は、「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（森林経営計画又は森林施業計画（以下「森林経営計画等」という。）、特定間伐等促進計画の対象とする森林のうち、改正前の運用第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林、森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている民有林のうち、

改正前の運用第4に定める「森林情報の収集活動」又は第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林及び他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林を除く。）とする。

ただし、積算基礎森林の面積については森林簿等を基礎とする。

交付金の単価

1ヘクタール当たりの単価を上限に、地域活動に実際に要した費用。

積算基礎森林		1ヘクタール当たりの単価
施業種	区分	
間伐	境界不明瞭	46,000円
	境界明瞭	30,000円

### 3. 「作業路網の改良活動等」

積算基礎森林

対象森林は、森林経営計画の対象とする森林（森林施業計画の対象となっている森林であって平成24年度中に森林経営計画に切り替える森林を含む。）又は森林施業計画の対象とする森林、かつ、集約化実施計画の対象とする森林のうち

- ① 森林簿等に照らして、人工林と判断される森林
- ② 森林簿等に照らして、天然林と判断される森林であり、かつ、育成単層林又は育成複層林であると判断される森林

なお、積算基礎森林の面積については森林経営計画等に記載された森林の所在場所別の面積とし、協定締結後に人工造林等により条件を満たす森林が生じた場合は、積算基礎森林に追加することができる。

交付金の単価

1ヘクタール当たりの単価を上限に、地域活動に実際に要した費用。

積算基礎森林	1ヘクタール当たりの交付単価
区分	
経営委託	5,000円
共同計画等	4,000円

別記様式第1号（第3条第1項関係）

協定締結申出書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

別紙の森林整備地域活動実施協定を締結したいので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第3条第1項の規定に基づき申し出ます。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 添付書類

（森林経営計画作成促進）

- ・ 協定書
- ・ 実施計画書
- ・ 森林の所在を明示した図面

（施業集約化の促進）

- ・ 協定書
- ・ 実施計画書
- ・ 森林の所在を明示した図面
- ・ 対象森林が森林経営計画、森林施業計画、特定間伐等促進計画、集約化実施計画、森林共同施業団地を証明する書類（市が認定している場合を除く）

（作業路網の改良活動）

- ・ 協定書
- ・ 積算基礎森林の所在を明示した図面
- ・ 対象森林に係る森林経営計画の認定書の写し（大臣認定又は知事認定の場合）

別記様式第2号（第3条第2項関係）

協 定 締 結 同 意 書

第 号  
年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで申出のあった森林整備地域活動実施協定の締結について同意するので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定



別記様式第3号（第3条第3項関係）

年度森林整備地域活動支援交付金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

年度において、森林整備地域活動支援交付金の交付を受けたいので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 交付金申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 積算基礎森林面積及び交付金算定額

区 分	面積 (ha)	交付金算定額 (円)
森林経営計画の作成促進 ①経営委託：境界不明瞭 ②経営委託：境界明瞭 ③共同計画等		
施業集約化の促進 ①間伐：境界不明瞭 ②間伐：境界明瞭		
作業路網の改良活動 ①経営委託：人工林 ②経営委託：天然林 ③共同計画等：人工林 ④共同計画等：天然林		
計		

（注）面積は小数点以下第2位まで記入する。

別記様式第4号（第4条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

年度森林整備地域活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度森林整備地域活動支援  
交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、防府市森林整  
備地域活動支援交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり通  
知します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 交付金の額は、金\_\_\_\_\_円とする。

3 交付決定を受けた交付対象者は、上記交付要綱に基づき、以後の必要な手  
続きを行なうこと。

別記様式第5号（第5条第1項関係）

協定変更申出書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

年 月 日に締結した森林整備地域活動実施協定を下記のとおり変更したいので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申し出ます。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 変更理由

--

3 変更内容

変更前	
変更後	

4 添付書類

変更協定書

別記様式第6号（第5条第1項関係）

年度森林整備地域活動支援交付金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林整備地域活動支援交付金について、変更交付を受けたいので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 変更交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

変更部分を明らかにした地域活動実施計画書

別記様式第7号（第5条第2項関係）

協 定 変 更 同 意 書

第 号  
年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで申し出のあった森林整備地域活動実施協定の変更について同意するので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

第 号  
年 月 日

様

防府市長

年度森林整備地域活動支援交付金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度森林整備地域活動支援交付金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 既交付決定額 金 円

3 変更交付決定額 金 円

4 条 件 年 月 日付け 第 号で通知した交付金の交付決定に付した条件に同じ。

別記様式第9号（第6条第1項関係）

協定廃止申出書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

年 月 日に締結した森林整備地域活動実施協定を廃止したいので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申し出ます。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 廃止理由

--

別記様式第10号（第6条第2項関係）

協 定 廃 止 同 意 書

第 号  
年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで申し出のあった森林整備地域活動実施協定の廃止について同意するので、防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、この協定の廃止に伴い、年 月 日付け 第 号で通知した交付金の交付決定については、その決定を取り消します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定



別記様式第11号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

対象行為実施結果（状況）報告書の提出について

防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第7条の規定に基づき、 年度の  
対象行為実施結果（状況）について別紙のとおり報告します。

別記様式第 12 号（第 8 条関係）

第         号  
年   月   日

様

防府市長

年度森林整備地域活動支援交付金確定通知書

年 月 日付けで実施状況報告のあった           年度森林整備地域  
活動支援交付金については、下記のとおり交付金の額を確定したので、防府  
市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のと  
おり通知します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 交付金交付確定額    金                             円

別記様式第13号（第9条第1項関係）

年度森林整備地域活動支援交付金請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定のあった 年  
度森林整備地域活動支援交付金について、下記のとおり交付金を交付される  
よう防府市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第9条第1項の規定に基づ  
き請求します。

記

1 協定名

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

2 交付金請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 交付金振込先

金融機関	
口座種類	普通・( )
口座番号	
口座名義	